平成30年9月定例会 文教厚生委員会(事前) 平成30年9月7日(金) 〔委員会の概要 教育委員会関係〕

山西委員長

ただいまから,文教厚生委員会を開会いたします。(10時33分) 議事に入るに先立ち,委員の派遣について,御報告いたします。

先の委員会以降,私が調査計画書を提出しておりますけれども,内容は,7月3日に,福岡県福岡市マリンメッセ福岡で開催されたCareTEX福岡2018に参加し,医療・介護に関する最先端の機器やサービス等を調査するとともに,同日同会場で開催されたセミナー「オンライン診療の有効性と今後の医療介護のありかた」を受講するものであり,内容を確認の上,正副委員長において派遣決定し,許可いたしましたので,御報告いたしておきます。

なお,議長及び委員長あて,委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添え ておきます。

それでは、議事に入ります。

これより, 当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、教育委員会関係の調査を行います。

この際,教育委員会関係の9月定例会提出予定議案について,理事者側から説明を願うとともに,報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますようよろ しくお願いいたします。

【提出予定議案】(説明資料)

○ 議案第1号 平成30年度徳島県一般会計補正予算(第2号)

【報告事項】

- 教育委員会の点検・評価について(資料1)
- 平成31年度使用県立高等学校教科用図書採択結果の概要について (資料2-1, 2-2)
- 第1回通学区域制に関する有識者会議の概要について(資料3)
- 教育用パソコンの購入契約について(資料4)
- 障がい者雇用の対象となる障がい者数の取扱いの誤りについて(資料5)

美馬教育長

9月定例県議会に提出を予定いたしております教育委員会関係の議案等につきまして、御説明申し上げます。

今回,御審議いただきます案件は,平成30年度9月補正予算案,債務負担行為でございます。

それでは、お手元に配付いたしております文教厚生委員会説明資料の1ページをお開き ください。

一般会計の歳入歳出予算の総括表でございます。

今回の一般会計補正予算の総額は、表の最下段の計欄に記載しておりますとおり、5億6,586万円の増額をお願いいたしております。

この結果,平成30年度一般会計予算の総額は816億6,632万1,000円となっております。 なお,補正額の財源内訳につきましては,計欄の上段に括弧書きで記載のとおりでございます。

続きまして3ページをお開きください。

課別の主要事項につきまして, 御説明申し上げます。

まず、教育政策課でございます。

全日制高等学校管理費の①全日制高等学校管理費におきまして,アの全日制高等学校管理費では,新元号に対応するため,県立高等学校版備品管理システム改修に要する経費といたしまして,26万円を計上いたしております。

4ページをお開きください。

施設整備課でございます。

事務局費の①教育財産取得及び管理費におきまして、アの教育財産取得及び管理費では、施設周辺の安全・安心を確保するため、県有施設におけるブロック塀等の安全対策工事及び詳細調査の実施に要する経費といたしまして、597万5,000円を計上いたしております。

学校建設費の①高校施設整備事業費におきまして,アの県立学校ブロック塀等緊急安全対策事業では,児童生徒や災害時の避難者の安全・安心を確保するため,県立学校施設におけるブロック塀等の安全対策工事及び詳細調査の実施に要する経費といたしまして,5億1,700万円を計上いたしております。

5ページを御覧ください。

教職員課でございます。

教職員人事費の①管理諸費におきまして,アの小中学校給与・旅費計算システム費では,新元号に対応するため,小中学校旅費計算システム改修に要する経費といたしまして,21万4,000円を計上いたしております。

6ページをお開きください。

福利厚生課でございます。

福利厚生費の①教職員住宅管理費におきまして、アの教職員住宅管理費では、施設周辺の安全・安心を確保するため、教職員住宅におけるブロック塀等の安全対策工事及び詳細調査の実施に要する経費といたしまして、3,362万7,000円を計上いたしております。

②平成30年7月豪雨救援対策費におきまして、アの平成30年7月豪雨被災者受入支援費では、平成30年7月豪雨による被災者に教職員住宅を提供するため、修繕に要する経費といたしまして、141万円を計上いたしております。

7ページを御覧ください。

学校教育課でございます。

教育指導費の①平成30年7月豪雨救援対策費におきまして、アの平成30年7月豪雨被災

者受入支援費では、県立高校・特別支援学校に転入する平成30年7月豪雨による被災児童 生徒の就学を支援するために要する経費といたしまして200万円を計上いたしておりま す。

8ページをお開きください。

特別支援教育課でございます。

特別支援学校費の①学校管理運営費におきまして,アの特別支援学校就学奨励費では,新元号に対応するため,特別支援学校就学奨励費を管理するソフトウエアの更新に要する経費といたしまして26万8,000円を計上いたしております。

9ページを御覧ください。

人権教育課でございます。

教育指導費の①平成30年7月豪雨救援対策費におきまして,アの平成30年7月豪雨被災地支援費では,平成30年7月豪雨による被災児童生徒の心のケアを支援するため,被災地へのスクールカウンセラーの派遣に要する経費といたしまして,42万円を計上いたしております。

10ページをお開きください。

体育学校安全課でございます。

保健体育総務費の①保健管理指導費におきまして,アの生徒健康診断費では新元号に対応するため、学校保健統計システム改修に要する経費といたしまして48万6,000円を計上いたしております。

11ページを御覧ください。

文化の森振興本部でございます。

文化の森総合公園文化施設費の①博物館運営費におきまして,アの日本最古級恐竜化石 含有層緊急発掘調査事業では,恐竜化石等のさらなる発見と活用を図るため,勝浦町で発 見された恐竜化石含有層を集中的に発掘調査するとともに,化石のクリーニング等に要す る経費といたしまして420万円を計上いたしております。

12ページをお開きください。

次に債務負担行為についてでございます。

新元号に対応するシステム改修のため教育政策課の予算案に関連し、県立高等学校版備品管理システム改修業務委託契約について限度額11万4,000円、教職員課の予算案に関連し、公立小中学校旅費計算システム改修業務委託契約について限度額5万9,000円、体育学校安全課の予算案に関連し、学校保健統計システム改修業務委託契約について限度額7万8,000円とし、債務負担行為を設定するものでございます。

以上が、今議会に提出を予定いたしております案件でございます。

続きまして、5点御報告させていただきます。

1点目は、教育委員会の点検・評価についてでございます。

教育委員会の点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学識経験者の知見を活用し、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況について点検・評価を行っているものでございます。

今年度は、平成29年度の事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、お手元の資料1、教育委員会の点検・評価として取りまとめ、去る9月3日に県議会議長あてに提出

いたしましたので、その概要につきまして御説明させていただきます。

お手元の資料の7ページをお開きください。

教育委員会の活動報告といたしまして,教育委員会の組織,会議等の開催状況及びその 他の活動につきまして記載しております。

次に、11ページを御覧ください。

点検・評価項目の実績値等の一覧表でございます。

徳島県教育振興計画における再掲項目6を含む115の重点事業について点検評価を行い、平成29年度の目標値に対する実績値等を記載しております。

次に19ページを御覧ください。

点検・評価の概要でございます。

五つの基本方針ごとに、平成29年度の取組状況を踏まえた評価及び今後の主な取組と方向性などを36ページにかけて記載しております。

次に39ページを御覧ください。

重点事業の点検・評価結果でございます。

重点事業ごとに、成果指標の進捗状況等を記載するとともに、取組状況を踏まえた評価、今後の取組及び方向性などを97ページにかけて記載いたしております。

2点目は、平成31年度使用県立高等学校教科用図書採択結果の概要についてでございます。

お手元に資料 2-1 と資料 2-2 をお配りしておりますが、資料 2-1 で説明させていただきます。

県教育委員会では、各県立高等学校から提出されました採択希望一覧表をもとに、高等学校用教科書目録掲載の中から、第1部784種類の内、498種類につきまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則に基づき、平成30年8月27日教育委員会会議において採択を決定いたしました。

今後とも、関係法令の規定により十分な調査研究に基づき、教科書採択を実施してまいります。

3点目は、第1回通学区域制に関する有識者会議開催についてでございます。

お手元にお配りしております資料3を御覧ください。

第1回通学区域制に関する有識者会議を、去る8月28日火曜日に開催いたしました。

当日は、学識経験者や教育関係者等、委員18名全員の出席のもと、まず、委員による互選の結果、座長に山下一夫鳴門教育大学学長、副座長には近森由記子徳島県青年国際交流機構参与が、それぞれ選出されました。

その後,事務局からこれまでの経緯のほか,市町村教育委員会に対して実施いたしました,通学区域制に関する聞き取り調査の結果等について説明を行った後,意見交換に移りました。

意見交換では、通学区域制の問題は少子化の進行を見据え、将来的な展望をもって検討する必要があるといった御意見や、公立高校への進学率の高さといった本県の事情を踏まえて、慎重に検討すべきであるとの御意見、また、通学区域制や8%の流入率は中学生の進路選択の幅を狭めるものであり、将来的には、通学区域制を撤廃することが望ましいと

の御意見がある一方,現行制度の下でも,徳島市内の中学生の一定数が不本意な遠距離通 学を強いられており,更に多くの生徒が,遠距離通学を強いられるような状況は作るべき ではないとの御意見が出されるなど,活発な議論が行われました。

今後は、議論の進捗状況を見極めながら、更に3,4回程度有識者会議を開催し、本年度内に意見を取りまとめていただく予定です。

4点目は、教育用パソコンの購入契約についてでございます。

お手元の資料4を御覧ください。

一般競争入札により,四国通建株式会社徳島支店が落札いたしました。

本契約については、承認をお願いする議案を経営戦略部が提出しており、総務委員会に 付託することとしております。

5点目は、障がい者雇用の対象となる障がい者数の取扱いの誤りについてでございます。

お手元の資料5を御覧ください。

既に、報道等で御承知されていることと存じますが、概要といたしまして県教育委員会では、障がい者雇用における国への報告の対象となる障がい者数の算定に当たり、厚生労働省が策定しているガイドラインに基づかない方法で算定をしていたことが判明いたしました。

そこで、厚生労働省のガイドラインの運用が始まった平成18年度に遡り、再調査を実施いたしましたところ、障がいの等級が不明で、障害者手帳や診断書等の有無を確認したのかわからないものがあることが判明いたしました。

再調査の結果,例えば平成30年度について,再調査前には障がい者数116人と報告して おりましたところ,そのうち9人がガイドラインに基づかない方法で算定していた者であ ることを確認いたしました。

平成29年度以前については、記載のとおりでございます。

これらは、手帳の確認が不十分であったものや、学校訪問等において把握した状況をも とに、障害程度等級表に照らし合わせ、障がい者数の算定に含めていたものもあると考え られます。

この原因といたしまして、ガイドラインでは障害者手帳等によって確認することとされておりますが、こうしたガイドラインの理解が職員に不十分であったことが原因であると考えられます。

教育委員会といたしましてはこのことを重く受け止め、今後、障がい者数の把握に当 たっては、ガイドラインにのっとった運用を徹底いたしますとともに、障がい者雇用の拡 大の取組をしっかりと進めてまいります。

報告は、以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

山西委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑については、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力よろしくお願いい

たします。

それでは,質疑をどうぞ。

岡田委員

今, いろいろ説明を頂きましたが, 何点か質問させてもらいたいと思います。

まず、資料5のほうで障がい者雇用の対象となる障がい者数の取扱いの誤りについてという件なんですけども、まずこの調査結果についての報告が、この度の一連の経緯について、どうしてこういうふうになっていったのか、もう少し詳しく丁寧に教えていただけますか。

臼杵教育政策課長

障がい者雇用に関してでございます。

これまでの経緯というところでございますが、障がい者雇用の率につきましては、障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づきまして、毎年6月1日現在の任免状況を厚生労働省に報告してきたところでございます。

この度の国における障がい者雇用の算定に係る問題が報道されたことによりまして, 県 教育委員会といたしましても, 厚生労働省が作成しておりますガイドラインに基づいた算 定を行っていたかを確認するために, 自己点検を行ったというところでございます。

このガイドラインでは障がい者手帳や診断書等によって確認することが規定をされておるところでございます。この再調査の結果、平成28年度から平成30年度までの直近の算定で、ガイドラインに基づかない方法で算定をしていたということが判明をしたというところでございます。

それ以前のものにつきましても同様の取扱いがなされていないか、確認の徹底を図るために、今回ガイドラインの運用が開始をされました平成18年度まで遡りまして、各年度の関係書類の確認と過去担当した職員への聞き取りを行ったというところでございます。

本日,再調査の結果について,御報告をさせていただいたところでございまして,これらは障がいの等級が不明でございまして,障がい者手帳や,診断書等の有無を確認したのか,分からないというものでございまして,ガイドラインの内容について認識が不十分であったというふうに考えておるところでございます。

教育委員会といたしましては、今回のことを重く受けとめまして、今後は障がい者数の 把握に当たりましては、ガイドラインに即した取扱いを徹底するように、障がい者雇用の 拡大にもまたしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

岡田委員

そもそもその出されたガイドラインの中身というのが、障がい者手帳の確認をするということが書かれていたっていうことなのに、その障がい者手帳の確認ができていなかったから、ガイドラインに基づいて算定ができていなかったっていうことなんですか。

臼杵教育政策課長

教育委員会におけます障がい者雇用の算定に当たりましては、その在籍調査を行うこと

としておりまして、事務局、各県立学校、そして各公立の小中学校に照会を行いまして、 手帳を持つ者の障がいの程度と、その等級を報告していただくという手法を取っておりま す。また、これに加えましてプライバシーへの配慮から所属を通さずに本人から事務局に 報告してもらう方法で把握をしていたところでございます。

今回,誤って算定していたというものにつきましては,障がいの等級が不明でございまして,何らかの理由によりまして,事務処理の過程において手帳等の有無を確認しなかったと考えられるものでありますとか,国から示されておる身体障害者福祉法施行規則の別表というものがあるんですけれども,これには身体障がい者の障がいの程度1級から6級の状況を示したものでございますが,この障がいの程度に該当すると思われる者も,手帳の有無を確認しないまま算定に入れていたと考えられるものでございます。

ガイドラインの理解が十分でなかったというふうに考えておるところでございます。

岡田委員

そしたら、そもそもこの話を聞いてたときに、そのガイドラインに基づいて算定ができていなかったということと、その障害者手帳の確認で等級の確認ができていなかったという方がいらっしゃるというようなお話で進んでいるんですけども、そうしたらその障がい者の方の等級に照らし合わせて、該当する方の手帳の有無を確認しないで雇用率の計算に入れていたっていうことなんですけど、どうしてそれが可能になってそういうふうなガイドラインがあるのにガイドラインの中身を置いといて、その在籍されている方、雇用されるときの採用に当たって、そういう行き違いっていいますか、そういう事案が生じ、今回それがまた問題だっていう話なんですけど、その問題が起こるような原因っていうのは、どうして起こられたと思いますか。

臼杵教育政策課長

なぜそのような判断をしたのかというところかと思います。

今回の再調査に当たりまして,過去にこの業務を担当いたしました職員に聞き取りを 行ったところでございます。

この中で、教育委員会における障がい者の雇用の実態を正確に把握しようとしていたと 考えていたというところでございます。

また手帳を持つ者と同程度の障がいを持つと認められる者は、障がい者雇用の算定に入れることもできると誤った認識をしていたというところでございます。

これは例年厚労省から任命権者に対しまして、障がい者の雇用の状況を報告するように 通知がなされるんですけども、この通知の中に、ガイドラインとは別に身体障がい者とは 原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する 者との記載があったところでございます。

また、この1級から6級の障がいの程度を具体的に示します、先ほど少し申し上げましたが、身体障害者障害程度等級表が添付されておりまして、なおかつこれに留意するようにとの記載もあったところでございます。

この原則というところと,添付されました等級表に留意するようにという点を捉えまして,身体障害者手帳を持つ者と同程度と認められれば,必ずしも手帳を持たなくてもいい

との理解をしていたというところでございます。

結果的にはガイドラインを十分に理解していなかったことが、こうした判断につながったというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

岡田委員

じゃ,今の説明によりますと、その障がい者の方をその手帳を確認しないで、しかしその程度表っていうものがあって、それに書かれているその要件を満たしていれば、障害者手帳の等級と同等の障がいであるとみなして採用をされたっていう解釈でよろしいですか。

臼杵教育政策課長

この厚労省から示されております先ほど申しましたこの等級表に, 1級から6級の障がいの程度が書かれておるんですけれども, それに該当すると思われる, これ新たに採用という形もあるんですけども, 既に在籍しておる教職員を対象に調査をしておりまして, こういう方々の中から, この等級に該当すると思われる方を手帳を持つ方と同じように計算の中に入れていたというところでございます。

岡田委員

そしたら、その方も入れて雇用率を計算されとって、雇用率の達成状況はどうなってる んですか。

臼杵教育政策課長

雇用率の達成状況についてでございます。

本日,報告させていただきました資料には,再調査の前と調査後の雇用率を記載をさせていただいております。

このうち平成24年度から平成29年度は、再調査前は法定雇用率に達しておったというと ころでございます。

調査後はガイドラインに基づかない者を除きますと、平成24年度につきましては法定雇用率に達しているというところでございますが、それ以外は達していないという状況となったところでございます。

また平成30年度と平成23年度の以前につきましては再調査前、調査後とも、法定雇用率に達していないという状況でございます。

岡田委員

ありがとうございます。そしたら、今までは達しているという解釈であったのが、実際調査して、そのガイドラインにのっとった方っていうことになってくると、雇用率が達成できていないっていうものになっているということなのですね。

そしたらそれは、雇用されるときに障害者手帳等を確認せずに障がい者の方と思われる 方を雇われていたということなんですけど、それっていうのは、その方の人権っていいま すか、その外見だけでの判断ということでの雇用につながっている非常に危険なことであ ると思いますし、それぞれの方たちが、それぞれの働きやすい職場、そして望んでいる職場っていうものをちゃんと調べるっていう部分が、ガイドラインっていう部分で示されていたっていう部分もあるし、それを軽んじてたわけではないんでしょうけども、それよりも、もう一つ違う評価といいますか、違う方法でその雇用をするに至っているっていう部分は、非常に判断が甘かったといいますか、解釈が甘かったといいますか、それでいくならば、それぞれの方が、ちゃんと見た目じゃなくて評価できるような、そしてまた尊厳を大切にしていただけるような、そして当然その教育委員会さんで人権の教育もされておりますけども、人権っていう意味でも、人それぞれが幸せになって、働く権利もあるし、生活する権利もあるっていうことを常々教えられていると思うんですけど、その場合にいきますと、少し解釈という部分で甘かったのかなというように思うし、そしてもう一つ言うと本人さんに確認するんじゃなくて、判断されてたんであれば、それはまた違う問題が発生してくるようにも思いますので、その点についてはどのように考えられていますか。

臼杵教育政策課長

人権という意識が甘かったのではないかというところかと思います。

決して人権という視点をおろそかにしていたということではないと思っております。障がい者雇用の状況を正確に、できる限り正確に把握しようとしていたその結果ではないかというふうに思っております。

その結果として配慮に欠けていたと言わざるを得ない部分もあるかというふうに認識もしております。非常に重く受け止めておりまして,深く反省もしております。

今後はガイドラインにのっとりまして職員の意識啓発をしっかりと行いますとともに, チェック体制を厳重に行ってまいりたいというふうに考えております。

岡田委員

今回は国のほうから大きな問題として出てきて、それで地方のほうにもいろいろ上がってきた問題なんです。

この中には障がい者の雇用っていう部分で非常にその一番大きなところの問題が含まれていると思いますし、また障がい者の方それぞれ社会に出て働きたい、そしてまた逆に私たちもいつ障がい者になるか分からないっていう現実もあって、その働き方の部分での非常に大きな問題があろうと思いますので、みんなが安心して働けるような取組にしてもらいたいと思いますし、また先ほどのガイドラインに基づいてっていうところでは、ちゃんとその障害者手帳っていうものを取ってもらうってこと、そしてまた取った方をちゃんと確認できるっていう環境づくり、採用するときの環境づくりっていうのにも是非配慮していただきたいと思います。

県教育委員会として、多分今回のことを教訓としていろんな取組としていろいろ改善されていって、より良い障がい者雇用につなげていただきたいと思いますし、いろんな働く場所の提供という意味でも、現場において障がい者の方が働けるハード面での、その車椅子の方を雇ってもらう場合には、それぞれのハードの部分の充実も必要ですし、そしてそのソフト面での充実っていう部分も合わせて、どんどんその法定、決められた雇用率じゃなくて、それを上回る徳島県、そして働きやすい徳島県っていうのを是非実現していただ

くためにも,今回の事案を教訓として,今後取り組んでいただきたいと思うんですけど も,県教育委員会として今後どのように改善して,どのように取組を進めていくのか。

臼杵教育政策課長

教育委員会として、今後どのように改善を図っていくのかというところでございます。 まず、今週の火曜日に事務局での勉強会を開催いたしまして、障がい者雇用の意義、そ してガイドラインの周知徹底を図ったところでございまして、今後も継続しましてこうし た啓発をしっかりと行ってまいりたいと思っております。

また国におきましては、10月に、再発防止に係る緊急対策をまとめるとの報道も出ておるところでございます。それらを参考にチェック体制の強化をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

また、平成24年度から取り組んでおります特別支援学校の卒業生に対する就労支援の一つとしまして、特別支援学校内の環境整備に従事する非常勤職員、チャレンジ雇用と申しておりますが、この採用を行っておるところでございますが、その拡充に向けまして、また新たな業務なども、今後、関係者の御意見も頂きながら新たな業務の創出に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、教職員の採用に関しては、平成21年度から教員採用で障がいがある方を対象としました選考を開始したりしておりまして、平成24年度からは小中学校の事務職員の障がい者雇用枠による採用を行ってきておるところでございます。次年度に向けまして、障がいのある方により多く受験をしていただけますように、積極的な広報に努めてまいりたいと考えております。

今回の一連の事案を深く反省いたしまして、障がい者雇用の促進は、障がい者だけでなく、障がいのない人も含めた社会全体の課題であるということを改めて認識をいたしまして、障がい者の雇用の拡充にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

岡田委員

是非、よろしくお願いしたいと思います。そしてまた障がい者の方に、先ほどの話の繰り返しになりますけど、みんなが働きやすい徳島県、そして障がいのある方もない方も働きやすい徳島県になるように是非努めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それで、もう一点、ブロック塀の件なんですけど、ここで聞いても分かるのかどうかあれなんですけど、ブロックに代わる県産材を使って取り組むというような案が出てるんですけど、その県産材っていいますか、それを作るのが地元で作れるのかっていう案件を聞きたいんですけど、それはここじゃなくて県土整備委員会になるんですか。

答えられるところがなければ、特別委員会で聞くのでまた教えてください。

藤本施設整備課長

ただいま、ブロック塀に代わるフェンスについて、木製で県産でできるのかということで、そのものズバリのお答えができないのではないかと思うんですけれども、今、製品に関して考えていることを説明させていただきますと、木製フェンスの使用についてでござ

いますが、学校によりましては、目隠しでありますとか防じんあるいは防音などの環境対策といいますか、近隣対策に配慮する必要のある場合もございます。

設計を進める中で、学校の状況に応じまして、例えば木製フェンスを使用できるような所、これについてはできる限り県産木材を利用するという意味合いからも、使用してまいりたいと考えております。

現在、県産木材の利用推進を図るため、森林クリエイト科を有します那賀高校におきまして、県産木材利用推進モデルといたしまして、木製フェンスへの改修設計、この設計に取り掛かっているところでございます。

その設計の中でもできるだけ県産木材,県産材などを使ったというところで,検討しているところでございます。

岡田委員

ブロック塀に代わる,強度がフェンスで保たれるのかっていうところもありますので, その辺りは各学校において,強度とそのブロック塀があった場所によって,是非検討していただきたい案件ではあるんですけど,ただその木製フェンスという今回代わるものとして,徳島県ならではのものを作っていきたいっていうような案が出てたと思うんですけども,そこにあって今もお話しいただいた,その地元の木になじんでもらう,子供たちに,要するに那賀高校でっていうような話ありましたけど,地元の先輩たちが作っているというか,県内産で作られてるっていうことに,子供たちが目に見えるような状況になると,それはそれで仕事として,そういう仕事があるんだっていうことにもつながっていこうかと思います。

県産材の使用っていうのが拡大できるように取組していただけますと、またそちらのいろんな所での波及効果もできてこようと思うので、是非、取り組んでいただきたいなと思うんですけど、ただその材木たくさんあるので、県内各地にそれぞれの木があるので、スギであったり、ヒノキであったりというか、それぞれの地域色を出したものがもしできるならば、その地域色を出してもらって、それぞれの地域の特色っていうものになじむような木製フェンスを作っていただけたらなと思います。

これは、はっきり言って学校の安全面と、その子供たちの安全守るっていう意味での機能を果たす上での付随といいますか、その上で望めることならばっていうような話なんですけども、このブロックが危ないって言いますか、ブロックでなければその強度を保てないっていうところもあるので、その部分においてはその施工方法とかを是非検討してもらいたいなと思います。

私の近所の小学校は、県道が通っていてトラックがすごい通っていて、それで運動場片面、全部ブロック塀なんです。それで危険のマークが貼られてるんですけど、あれを逆に木製フェンスとか金網にしてしまうと学校丸見えやし、子供たちがその運動場のほうにというか道路のほうに飛び出したときに、今ならブロック塀なので多分当たって子供はけがする可能性はあるんですけど、道路に飛び出さずに済みますよねっていうところで、安全を担保できてると思うんですけど、あれがフェンスになって跳び越えられるとか、その倒してどうにかできるというようなものにもし万が一なってしまったら、違う意味での安全が担保できないっていうことになりますので、その辺りもその場所に応じて、ベストな方

法で取組を考えていただいて、いろんな災害に対応できるように是非お願いしたいなと思います。

今回の北海道の胆振東部地震を直下型っていう部分で見てますと、鳴門市がほぼ活断層に入っていて、ああいうふうな地盤沈下であったり、液状化だったりっていうのは想定に入っているエリアでございますが、県内いろんな地域でも、それぞれの災害が起こったときの避難所として、皆さんが逃げてくるっていう場所に学校はあるっていう意味からも、そのあたり、ある程度いろんなものを含めてのブロック塀の在り方、そしてまた、やり直しをするときの仕方っていうのは、是非御検討していただきたいなと要望して終わります。

西沢委員

最初の障がい者の件ですけどね、国から、県、市町村、全国的にこういう問題が起こること自身が、ただ単に思い違い、考え違いだけだったんだろうかと、非常に不思議ですね。個人個人がこれを見て思い間違いした、考え間違えたと、これはまあ当然あるかと思いますけど、こんだけ多いとそれで済むのかなあという思いがあります。どっかがやり始めてそれをまねしたんじゃないかなっていう思いは、残念ながら拭えません。

だからその雇用率を上げるために、こういう方法もあるんだよというのが、どこかからこう流れてきてやったんじゃないかなという気がして仕方ない。思い間違い、考え違いというんじゃなくて。例えば県の担当者の中でも歴代思い違いしとったんか。又はそれを誰かがこういう方法あるからなってずっと申し送りしてきたという思いもありますよね。

だから考え違い、思い違いだけで済む問題じゃないんだよなって気がしてしようがありません。これが例えば民間企業であれば、もっと大変、厳しいことになってんじゃないかなとなりますよね。

今後こういうことがないように本当に十分注意してやってほしいなあとは思います。これはこれで終わってます。

それから、ブロック塀のことですけども、法律的にはかなり段々変わってきた。何回も変わってきたという話がありますよね。それで聞いてみましたら法律がある程度変わった、それまでにできていた物は罪に問われない。だからといって、いつまでもこれを何回もここを変えるときにも、多分そういう意識なくて変えてきたんじゃないかなって。結局、今回のこのブロック塀の問題というのは何が一番原因だったというふうに思いますか。

藤本施設整備課長

ただいま、ブロック塀の事故についての何が原因かという御質問でございます。

6月議会でも御質問を頂いた内容かと思います。今,御指摘のようにブロック塀の基準について、これ建築基準法と思いますが、過去の大地震とかを受けてそれを基に基準とかが改善というか変わってきているということでございまして、ブロック塀についても建設するときはそのときの基準に合わせて当然やってるということで、ただ基準が少しずつ変わってきたときに、それにすぐに対応ができてないということも今回の緊急点検で判明したところでございます。

学校施設につきましては、校舎等で耐震化をこれまで最優先課題ということでやってきたところもあって、当然ブロック塀についても全然やっていないのではなくてできる所は少しずつ、改修の機会とかと併せて、そのときの基準にできるだけ合致するように少しずつ直してきたという経緯もあります。

ただ,今回,緊急点検でそういった現行の基準に合ってないというのが判明したところでもございます。

御指摘の何が原因かというところでございますが、基準の改正があった場合におきましても、建物は基よりこういったブロック塀とかその他の構造物につきましても、できるだけその基準に速やかに適応するよう、これまでもそういう形では対応してきたところでございますが、今後、これまでにもまして関係部局とも連携して、そういった対応をしていくということが必要かなと考えております。

西沢委員

建築基準法ですけども、建築確認、これブロック塀に限らず塀を作るときには確認申請要るんですよね。塀の確認申請というのが要るんですよね。私は要ると聞いていますけども、確認申請をやってるんですかね。

藤本施設整備課長

ブロック塀の確認申請の手続ということで、建物のブロック塀といいますと、その敷地においては建築物に付随する設備ということで、例えば建物の改築でありますとか、新築とかでありますとか、そういったときの外構工事ということで、同時にやる場合については外構も含めて、県の場合は計画通知という形で申請をしておるところでございます。

ただ、例えばブロック塀だけの改修でありますとか、そういった場合にはそういう手続、県土整備部に確認をしなければならないのですけども、ブロック塀の例えば改修だけについては手続は不要かと思っております。ですからそういったときは発注者側とかで、そういう基準を当然確認する必要があるということと考えております。

西沢委員

単独でブロック塀だけを直すときには確認申請は要らない。

藤本施設整備課長

これ建築基準法のことでございますのでこちらで詳しくは、今、把握してないんですけども、ブロック塀というか構造物が、一定の高さとか規模になりますと必要なものもあるかと思うんですけれども、ブロック塀に関しては高さが基準で決められておりますし、例えば、今回みたいに、ブロック塀単独で改修するような場合については、いわゆる計画通知と建築確認等の手続は要らないかと考えております。

西沢委員

要らなくても、この基準というのがありますよね、高さとか何か横の所に支えがあるとか、ああいう決め事ってありますよね。

でも、そういう確認申請が要らない、後からそれだけ付けたり直したりする場合には、確認が要らないということになると、どこもそういう建築に対して、ブロック塀だったらブロック塀作ることに対して、問題点をアップするとかデータにするとかそんなことをしないですよね。

担当者がそういう基準がこうだからこれに合わせてするとか、そういうふうな意識が薄くなるんじゃないかねえ。県に対してこういう確認をしない、問題点を調べる状況でないというところが本当は問題なんですかね。

どこがこう,そういう物を設置するに当たっての,これはいいんですよ,悪いんですよ という確認はどこがするんですかね。

藤本施設整備課長

ブロック塀について,改修するというときには,例えば県ですと当然発注者側に建築技術者という担当もおりますし,あるいは建築士,専門家に設計をしていただきますので,当然現行の建築基準法に合致した構造で設計する。これを県の技術者がチェックするということで,その基準に合致するというのが担保されてると考えております。

西沢委員

後からやる場合は。

藤本施設整備課長

後からやる場合も、そういう形で専門家に設計していただくということでございます。

西沢委員

ということは今回の流れっていうのは見てみたら、設計したり、それを作った人が悪い。そういう法律にのっとってやってなかった。要するに知っとかないかん人が知ってなかったということになるのですか。

藤本施設整備課長

先ほどとの繰り返しになるんですけれども、当然その建設した時点ではその当時の基準に合致したような内容で設計して建設もしていると。ただ、それがどの時点かというのはちょっと不明ですけれども、例えば基準が変わる中で現行の基準には合致してないものが、今回もあったということでございまして、その当時から間違っているかどうかというのは、なかなか難しいところであったと思います。

西沢委員

だから今回も、そういう建物に付随した塀がある。それはその建てた時点では建築基準 法にのっとってやった。でも、それが建築基準法が変更になったから、法律的におかしく なってるということばっかりなんですよね。

私は思いますけども、そういうことがブロック塀はこうあるべきだと、建築基準法はこうあるべきだと、知っとくべき人が知ってなかったことも大分あるじゃないかな。

そして、例えば法律にのっとってやったと。それで法律が変わったとしても、そういう ことの問題点を把握していくということも本当に知っとったんだろうか。

これは直すべきときには、ここを直さんかったらまずいとか、そんなことを知るべき人が知っとったのか、そこのあたりが良く分からないですね。問題意識はもう薄くなったのかどうかなということが、今回のブロック塀だけに限らず、耐震化とか、そんなことに対して知識を持っとくべき人が持っとるのかなあと、そういう目でこれは危ないかも分からんなという目で見とるかなと、そういうことから始まらないのかなと思うんですよ。

だからちゃんと調べてないと分かりませんけど、本当にチェック体制そのものがうまく働いてなかったんじゃないかな、そんな気がして仕方がないです。想像でしか言ってませんから、実際分かりませんけど、ちょっとだったらそういうことはあるでしょうけど、これだけ多いと、掘ったらどんどん出てくると疑わざるをえないような気がしますよね。どうですかね。

藤本施設整備課長

建築基準のことでございますので、全てのことでちょっとお答えできないこともあるんですが、県立学校につきましては先ほども答弁したんですけれども、建築基準に基づいた定期点検を3年に1度やっております。

いわゆる,そういった現行の基準に合致してないような物についても点検して,できるだけ直していこうということで点検もやっておりますので,御指摘のようにその時々の基準に合致するように,今後も安全安心の確保のため,そういったことに努めてまいりたいと考えております。

西沢委員

それで実際、ものすごい高さの塀があったりしますよね。それは見た目でもこれはやばいなという所もありますよね。だから問題意識そのものの持ち方がちょっと薄いんじゃないかなという気がして仕方ない。そこらあたりをちゃんと押さえてやらんかったらブロック塀だけでなくって、これからもいろんなことが出てきたら、その都度そこだけやるというんじゃなくって、根本的にそういう問題意識を強く持つんだということからやっていかないと原因の解消にはならないと思います。

そういうことも含めて検討していただいて,直すべきところは直しといてというふうに 思います。これ想像でしか言ってませんから答えいりません。

それから、今、小学校の英語教育っていうのは非常に、さあ、やるかっていうような状況になってきてますけども、教育長そのものも非常に関心があるのではないかと思います。

現状, 英語教育を小学校の先生から始めるというふうな状態のような気がして仕方がないんですけども, なかなかこれ先生方がものすごい忙しい中でまずは英語を勉強したりする, 時間が掛かる, 働き方改革の問題がある。こんなこと言いよったら, なかなか小学校の先生は勉強するようにならんじゃないかと, ごっつい忙しいですからね。

毎日子供たちの日記を見て、それのコメント書いて、それだけでも大変です。こういう 本当に忙しい先生、特に小学校の先生なんか、忙しいと思いますね。 そういう先生にまだプラスアルファというのは、それだけで方法的にはいいのかなと思うわけです。もっとこういろんなやり方があるんじゃないかな。

私は単純に考えたのは日本語的な英語、そういうのが非常に日本では問題になっていますよね。そんなことから言ったら外国人による英語の教え方、ALTってありますけども、3年5年の臨時だということで、本格的に腰を落ち着けてやってる状態ではありませんよね。

それは来られてる方も卒業されたらどうなのかということもあったり、一番じっくりやるのは正式採用してやるという形に持っていく。当然ながら、その先生方の教員免許とかそんなことも問題ありますけども、そういう英語に特化して英語がしゃべれる方を採用してやる方法も国に対して提言して、やれる方法で、何かそういう教員免許を持っとるのとは関係無しにやれるようなこともやっていただいたらほんまもんの英語教育というのができるんかな。

それから地域の方々にもね、外国に行ってないけど、日本語の英語じゃなくて本物の英語がしゃべれる、また理解するという方々もいっぱいいますよね。田舎でもいっぱいいます。それも定年退職している方もいっぱいいます。そんな人をうまくボランティアに来ていただいたり、先生の補助で来ていただいたりして、その人たちを中心にしてやるとか、また土日なんかをうまく活用してそういう時間にあてていくとか、一つのやり方じゃなくていろんなやり方があると思うんですけども、本当に身につくやり方をゼロから考えてほしいなと思うんですけどもいかがですかね。

藤川教職員課長

今,小学校の英語教育の充実のために英語を母国語とする,まず外国人の教員を採用するべきではないかという趣旨の御発言を頂いたと思います。

もちろん英語を母国語として話される方が,小学校の英語教育に携わるということは, 児童が本物の英語を学ぶということで非常に重要であると考えております。

その一方で小学校の教員は学級担任制でありまして,英語以外にも担当する教科や指導等がたくさんあるということもまた事実であります。また,保護者対応ですとか,児童の将来の成長を見据えた視点と様々な業務があります。

小学校の英語の導入を見据えて英語が堪能であるということも、非常に重要ではありますが、今言ったようなことも大変重要でありますので、全体の要件の中でまずはしっかり任用をしてまいりたいと思っております。

また、小学校の英語教育の充実におきましては、その他の様々な取組も並行してやっていっております。また、ALT等の外国人材の活用も非常に盛んになってきております。地域の幅広い人材の活用という視点もおっしゃいましたが、そういったことを全て踏まえてしっかりと今後とも研究してまいりたいというふうに考えております。

西沢委員

恥ずかしいけど、私、中学3年、高校3年、大学4年、10年間英語を勉強して一つもしゃべれんね、恥ずかしいけど。おやじがいわく、日本語ができんのにどうして英語ができるのかと、ああ、なるほどなと納得しましたけど。特に日本の英語教育っていうのは、本

当に役立っとるのかというところが根本的にそういう考え方しとる人が大勢いるとは思います。だから今、本当に大改革をしようと英語に対して、そういうときなんですよ。だから大改革に当たっては、既成概念は一応置いといて、どうやったら一番いいのかということを考えないかんと。その今一番大事な時期だと私は思うんです。

始めに見てから考えたらいいわではなかなかいきません。始めのときにやったけど最初からちゃんと方向づけを考えてやっていくということが一番大事なんじゃないかなと思いますがね。日本人のほとんどが英語をペラペラしゃべれるとなったら、外国に対して日本はどんだけ変わるかと思います。

今だったら日本という島国で、ほとんどの人が英語しゃべれませんよね。それでは、それで世界に冠たるものになったものだからすばらしいけど、それをやると世界に冠たるどころじゃなくなるじゃないかなというふうな気がしますよね。

それだけ大事なものをこの教育委員会が抱えとるんですよ。そういう自分たちの責任というのを踏まえて考えてね、この英語教育の在り方っていうのはゼロから考えてできることは一生懸命やっていく。できないことでも、大きな壁でも突破する気持ちでやっていかないかん。

国がこうあると、教育委員会、教育の関係が、先生が免許持たないといかん、小学校は こうあるのだというんじゃなくってゼロから考えるべきだと思うんです。

一つの小学校で教えるというんじゃなくて、数小学校で教えるとかいうこともそれは当然ALTであると思いますけども、でも本当に地域の人も土日にいっぱいいろんな人が出てきて、いっぱい集まってもらって教えたら、それでごっつい効果も上がるし、だから何が一番効果あるんだといろいろやってみたらいいんじゃないですかね。

あかんかったら特区でも申請して、どっかの小学校で本当にやってもらったらいいということも可能だし、今までこう規則がこうだから、規定がこうだからそれはうんぬんというて、最初から壁を作ってしもうたらいかんのじゃないかな。そういう今大事なときだと私は思うんです。教育長、答弁をお願いします。

美馬教育長

ただいま、英語教育のちょうど転換点ということで、小学英語の指導から大きくもっと 根本的なところから見直すべきではないのかっていうふうな御提言を頂きました。

確かに、我々の時代もそうなんですけども、なかなか何年かかって英語学んでもしゃべれないじゃないかというところから、まずは平成14年あたりですかね、文部科学省から英語が話せる日本人の育成をということで、アクションプランが出されたいうところからこの英語教育改革が始まったものと思います。

私も、指導主事、研修主事等していたときにそういったことにも携わってまいりました ので、それについてはしっかりと、今の御意見も非常に有り難く承っております。

例えばALTについても初期と比べてかなりたくさんのALTが今,徳島にも入ってくるようになりました。また、市町村のほうからの要望もございましたらこれも国のほうも、その増員については考えてくださるというようなところで、例年、ALTの人数も増えているところでございます。

それから、御提言いただきましたように地域の人材を活用していくということについて

もしっかりと、特に小学校段階におきましては、地域の人材ということをかなり活用している学校も増えてまいりました。そういったことをこれからどんどん進めていきたいと思います。

ただ、正式教員としての採用ということになりましたらこの教員免許のことがございまして、今のところなかなか厳しいというのと、もう一つは今担任が英語を教えるっていうことで小学校がやってるのは、これはまず発達段階のことを考えて、担任が教えるのが一番導入がスムーズにいくというふうな判断があるからでございます。

これは文部科学省からの話もございますけれども、まず一番大事なのは小学校で英語嫌いを作らないこと。これ一番まずは大事な目的でございます。

ゼロにするっていうのはなかなか難しいのかもしれませんけれども、取っ付きのところから英語がまず難しいと感じないように、肌で感じられるようにっていうことで、できるだけ身近な人からという考え方もございます。

その辺もいろいろ考えまして、また、高学年になりましたら専科教員ということで、英語を専門に教えられるっていうような教員を配置するということも年々増やしているところでございます。

こういったものをしっかりとこれから作ってまいりたい。ただ、御提言を頂きましたことについては、これまた非常に大きな問題でもございますので、今後はどういった形が望ましいのかについても、また研究をしてまいりたいというふうに考えております。

西沢委員

私,今子供が20歳ですけどね,3歳くらいのときから英語教育をやりました。英語が大苦手の私が英語教育をやった。どうやってやったかというたらしりとりをやりました。英語でね、単語でね。単語のしりとりをやって、なんぼぐらいかな、3歳ぐらいで200ぐらい覚えたかな。そしたら自分は英語が得意だと、英語を知っているんだという気持ちになったみたい。それで英語やるときスムーズに入っていきましたね。そういうやり方次第ではちょっと今言ったように、英語嫌いじゃなくて英語を得意だという気持ちにさせるということも、息子にも言いました、発音が悪いと、発音が間違っていると言いましたけれども、そういういろいろ保育所あたりからでもそんなゲームをやるとか、そんなんでもいいのかなあと思ったりしています。

そういうやり方いろいろあると思います。既成概念を外してどうやったらいいのかなあというふうに考えていろいろやっていくというのも、これは当然ながら市町村が中心の小学校とか保育所ありますけれども、でも方向付けをやるのは県教育委員会がメインじゃないかなと思います。

全県的にそういうふうなものをほんとに身になる英語をどうやったら皆さんが英語嫌いにならずに、ずうっと得意だなというふうにスムーズに入っていって、ほんまもんの英語を習っていくというやり方も、県教育委員会が方向付けをやって、子供たちが全てがうまくしゃべれるようになる又は理解するようになる。そういうやり方を是非とも指導してやってほしいと思います。

高井委員

すみません, お疲れ様です。私も何点かだけ手短に事前委員会なので聞きたいと思いま す。

先ほどお話があったブロック塀の件なんですが、県立学校の補正予算として早急に上げていただいております高校施設整備事業費、これは撤去と次に機能回復というか、更に工事対策とか全部含めた費用になっているのですか。まずは取りあえず先に撤去すると。安全点検は終わっているんですかね、全て撤去した上で次に再度作るか撤去しなくてもいいものは機能回復というか補強するのかどうか分かりませんが、ちょっとどういうイメージの予算になっているのか教えていただきたいと思います。

藤本施設整備課長

ただいま、補正予算の内容について御質問を頂きました。

今回の補正予算で上げさせていただいております内容につきましては、まずは緊急点検を全ての県立学校でやりまして、その内ブロック塀が30校でございまして、その中で先ほどありました現行の建築基準法に適合しないもの、それから現行の建築基準法に適合しているんですけれども、著しい老朽化、ぐらつきとか傾きとか揺れとかそういったもの、そういうものも含めまして必要な安全上問題があるという所が28校ございまして、28校で総延長が4,436メートルのブロック塀がございました。

今回補正で上げさせていただいておりますのは、この全てのブロック塀について撤去と 改修工事をするということで、撤去費用とそれから改修工事の設計費、それと改修工事 費、それから点検で安全なものにつきましても、専門家による内部調査をするということ で、その調査費用も全て含めた数字になっております。

高井委員

ほんとに地震が続いてまして、早急にこうした補正予算を組んでいただいて対応していただけるというのは有り難いことだと思いますし、ブロック塀は県立高校のブロック塀の機能と、義務教育の小中学校の子供たちが通うブロック塀の機能と若干違うものもあるんだなと、防音とか目隠しとかいろんな必要性があろうかと思いますが、義務教育課程の子供には以前の大阪府の池田小学校の事件以来、不審者が来ないようにするとかいろんな意味合いもあって、むしろ壁を高くしてきて囲ってきたこともあるんではないかと思います。

先般も富山県でしたかね、あれは大事には至りませんでしたが、警備の方が亡くなられて大変な残念なことでありましたけれども、子供たち自身の所にまでは及ばなかったわけですが、何らかの形でそういうふうに児童を守ることを点検していく必要性があるというふうに思っています。

高校においては、高校生は大分体も大きいですし、不審者とかに対して壁で守るというのではないのかも知れませんが、目隠しであったり、いろんな安全上の意味合いもあるんだろうというふうに思いますので、さっき岡田委員もおっしゃった木製フェンス、地元の木を使ってフェンスを作るというのもすごくいいと思いますし、これは是非まずは高校で取り組んでいただいたら、多分市町村の単位レベルでもいろんな対策を講じていくだろうと思いますので、大いに参考にもなろうかと思いますし、まずは県から主導して取り組ん

でいただけるということで、是非よろしくお願いをしたいと思います。できるだけ早く完成するように応援をしていきたいというふうに思います。ブロック塀については以上です。

障がい者雇用の問題です。大変残念なことでありますが、全国的に特に中央省庁から水増しが見られたということもありまして、非常に私自身は余りにも目的というか数値目標を掲げ過ぎるが故に、ちょっといろいろな無理をしてしまうケースみたいなものの典型的なものなのかなというふうに感じました。

先ほど岡田委員の質問にもありましたけれども、御答弁が重複するところは割愛して、 等級表に照らして、同等の障がいと思われる方を手帳の有無を問わずに算定したというこ とで御答弁を課長がされていたと思いますが、これは基本的には自己申告と見た目判断で という双方の上でということなんでしょうか。

臼杵教育政策課長

障がい者雇用に関してでございます。

その障がいの判定というところでございますが、先ほど少し申し上げたんですけど、教育委員会における障がい者の在籍調査を事務局と各県立学校と公立の小中学校に照会を行う形で行っております。

各所属におきまして手帳の有無を確認を頂きまして、そして所属からはその障がいの程度とその等級を御報告を頂く確認の方法がまず一つありますのと、それと所属に対して自分自身のプライベートなことだからということで、手帳の有無を申し出ない方もいらっしゃいますので、この場合はこうしたプライバシーの配慮から所属を通さずに本人から事務局に直接報告をしていただくという二つの方法で把握をしているというところでございます。

高井委員

なるほど、それでガイドラインから少しはみ出した部分の対象の方がいたということなんだろうと思うんですが。ということは本人には障がい者雇用の枠に入っているということは分かっておられるというふうに理解してよろしいですか。

全てガイドラインに基づかない方法で算定されていた方も、御本人は今回障がい者雇用として算定されていると分かっておられたということで、理解でいいでしょうか。

臼杵教育政策課長

このガイドラインに基づかない形で判定をした方については、事務局のほうで判断をいたして、算定の中に入れていたというところでございまして、御本人といいますか事務局のほうで判断をしていたというところでございます。

高井委員

ということは、つまりプライバシーのこともあり、障害者手帳の有無を問うてない方で 事務局としては判断したとしても、御本人はもしかしたら障がい者雇用の枠の算定基準の 中に入って、この法的雇用率の中に入っているということを知らない方もいる可能性もあ るということですかね。

臼杵教育政策課長

当時の職員に聞き取りを行ったところ、誤った認識の下で手帳を持つ者と同程度の障がいを持つと認められる者は、障がい者雇用の算定に入れることもできるという判断をしておったというところで、こうしたことで事務局のほうで判断をして算定をしていたというところでございます。

高井委員

微妙なところですね。御本人が自分が障がい者として、法定雇用率に入っている障がい者として雇用されているというふうに認識があったかどうかというのは、ちょっと正確に言うと、もう分からないのかも知れませんけど、元々の障害者雇用促進法の趣旨から言いますと、障がいを持った方がそれぞれに自分のできる能力と力を発揮して就労をしていきたいと思う人に積極的にしてもらおうということが、基本だろうと思いますので、御本人が例えば障がい者のガイドラインの範囲内でないと思っているのに雇用率に入っていたということになると、それはいろんな先ほどの人権的な観点からも問題はあろうかというふうに思います。

今回ガイドラインにこういうふうに全国のことですから、いろいろなこれから厳密な運用をされていくことになるんだろうと思いますが、つまりこの法定雇用率が義務付けられていますけれども、この法定雇用率を達成しない場合は何らかのペナルティというか何かあるんでしょうか。雇用率を達成しない場合の措置というのは何かあるんでしょうか。

臼杵教育政策課長

法定雇用率を達成しない場合のペナルティというところでございますけれども、例えば 企業のほうには報道等にも出ておりますけれども、課金と申しますかそういうものがある かというふうに思っております。

都道府県と言いますか,私ども都道府県の教育委員会ですけれども,こうしたペナルティというのは私どものほうにはないというところでございまして,こういう状況でございます。

高井委員

私はペナルティはするべきでないというふうに思いますし、できるだけやはり働きたい希望を持つ障がい者の方々が積極的に雇用されるというのが基本であって、無理に数値目標を求めるとこういうふうになるのかなあと思います。

これは徳島県だけでなくて全国的なことですが、要するに逆になぜ数値目標を求めるかというと、多分数値目標を設定しなければ積極的に雇用しないだろうということで法律の趣旨として入れたんだろうと思いますが、何でもそうだと思うんです、政策というのは目標を掲げてそれに行くというのはすごく大事なことだと思いますし、時には必要だと思いますが、しかし数値目標を達成することが目標になってしまって、無理してこういうふうに障がいを持っている方を算定していくような状況が生じると、ほんとにそもそもの持つ

べき意義を損ねてしまうわけであります。県の政策においてもいろんな目標をいろいろなところで掲げておりますが、しかし特に教育分野とかは数値目標が結果としてすぐに出るものではないですし、私はあの全国学力調査も、もちろん次に生かす意味で大事ですけれども、そのときの点数が上がった下がったとかでこだわったり、おたおたするべきでないと思っているので、長期的視野で見てできるだけこの趣旨にのっとって本当にみんなが希望する人が積極的に雇用できるということで、その趣旨を踏まえてこれからも取り組んでいただきたいと思いますし、今回は国のほうで全体的にまたガイドラインのきちっとしたものがもう一回くるんだろうと思います。

これを機に、障がい者の雇用就労機会をしっかりと事実上増やしていこうということの動きになっていけばいいのではないかなというふうに思いますので、これからも引き続き頑張っていただきたいと思います。この件については以上です。

最後にちょっと一点だけ、学区制の有識者会議が始まりました。教育委員会においては、多分今年度、最大の課題であろうかというふうに感じております。6月議会でも教育長からの力強い御発言がございましたが、いよいよ第一回の議論が行われてこうした発言がなされたということで、非常にそれぞれに納得のいく、それぞれに合理的なというか、議論に筋が通っている御意見であろうというふうにこれを読んで感じました。

その中でも、結局結論を出していかなければなりませんし、それぞれの立場の中でほんとに賛否両論があることは間違いないと思います。大変な作業だと思います。その中で事務局から全市町村、公立中学校のPTA会長を対象としたアンケートを調査するということで、これもいいなと思っています。

ちなみにこのアンケートはいつぐらいに集約するか、大体日程的なものって決まっておられるのでしょうか。つまり2回目の会にこのアンケートを集約して出される予定で組んでらっしゃるんでしょうか。

長町教育創生課長

ただいま、高井委員から通学区域制に関する有識者会議に関しまして、PTA会長へのアンケートの取りまとめ時期に関する御質問を頂きました。

この取りまとめ結果は、次回第2回の会議でお示しをしたいと考えておりますので、取りまとめは10月中には行いたいと考えております。

高井委員

はい、ありがとうございます。私も大変これも興味があるところでありまして、また2回目の有識者会議を期待したいと思っていますが、一つ提案なんですが、各中学校の3年生の担任であったり、進路指導っていうか、高校を受検することの面談を、私も去年娘が中学3年生だったので、学校に呼ばれて三者面談とかも何回もしました。中学3年生の実際にどこの高校を受けるか相談をしたり、指導に当たられた保護者と子供と話している先生方っていうのは、一番肌感覚として高校の進路選択の中でのいろいろな指導をする上で学区制についても何らかの思いをお持ちなんじゃないかなと、一番生の声を聞いていらっしゃる方が多いんじゃないかなというふうに思います。

各中学校3年生の担任経験者の方々に負担にならない範囲で、何らかの意見を聞いてい

くことも一つ有効ではないかなというふうに感じます。保護者の方々もそれぞれに自分の子供に照らし合わせていろんな思いがあり、いろんな意見もあると思います。地域性によってもいろんな意見もあると思います。そういう中でできるだけ広く中学校の3年の指導をした経験のある方から学区制についての様々な意見を聞いていくというのも一つ有効ではないかなというふうに感じておるんですが、いかがでしょうか。

長町教育創生課長

ただいま、中学3年生の進路指導に当たる先生方からの御意見を聞いてはどうかという 御質問を頂きました。

この有識者会議には中学校長会会長や中学校の校長先生にも参加を頂いておりまして, そうした方々は有識者会議への参加に当たりまして,いろいろな先生方に御意見を事前に 聴取いただいているところでございます。

ですので、中学3年生の進路指導に当たっている方に特定して、一斉にアンケートを行うということは現時点では考えておりませんけれども、そういった形で関係するいろいろな方々から御意見は伺っていきたい。そのように考えているところでございます。

高井委員

またお仕事の多忙に拍車をかけてはいけませんので、アンケートとか一斉にするのはちょっと無理だと思いますし、しないほうがいいんではないかと思いますが、できるだけそういう形でいろんな地域の実際に関係している方の意見をできるだけ集約して吸い上げていただきたいという気持ちで申し上げましたので、またよろしくお願いします。

学区制の問題は、私の意見ですが大人の都合よりも子供自身のできるだけ希望や都合というものが一番実現できる方向に判断をしていくというのが大事であろうかなというふうに思っておりますので、引き続きまた有識者会議での丁寧な議論を期待したいと思います。以上で終わります。

山西委員長

午食のため休憩いたします。(11時57分)

山西委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時03分)

上村委員

2点質問したいと思います。

一つは、先ほどから問題になっています障がい者雇用の水増し問題ですけれども、大体の経過は御報告を頂いたんですが、8月20日の知事定例記者会見では、県内に不適切事例はないというふうに言われてたので、私も県内にはないんだと安心していたんですが、ところが、8月23日に教育委員会のほうで実際の水増しがあったということが公表されて、実は、県内でもあったんだということが公になったんですけれども、この8月20日に知事が記者会見するときには、この報告が上げられていたのかどうか。

この知事が定例会見で不適切事例はないって言ったのは、知事部局でないからというふうにも言われているようですけれども、この辺の経緯といいますか、いきさつを是非ちょっとお答えいただきたいと思います。

臼杵教育政策課長

障がい者雇用に関してでございます。

先ほどの岡田委員さんの御質問にもお答えしましたように、少し経緯のところで申したんですけれども、国の中央省庁における問題が報道されまして、教育委員会として調査を行ったところでございます。

8月23日に平成28年度から平成30年度の数値の確認をいたしまして公表いたしたところでございます。

これにつきましては、その午前であったと思いますけれども、確認ができまして午後に 説明をしましたけれども、知事には、この8月23日の把握したあとに報告をしたところで ございます。

上村委員

ということは、中央省庁での水増し問題が発覚して報道もされていたんですけれども、 その時点で各部局で自治体としても、水増しがないのかどうか、恐らく点検をするという 作業が言われたと思うんですけれども、それを待たずに知事のほうが記者会見でないとい うふうに言ったっていうことになるんですかね。

だから作業が実際にいつから行われて、23日に分かったということですけれども、もっと早くから状況を把握していたんではないんかなと思うんですけど、その点は、どうなんでしょうか。

臼杵教育政策課長

私どものこの確認作業の開始についてでございます。

中央省庁の動きがあったということで、知事が発言をされて、その発言を私ども確認を しまして、それから調査のほうを開始したというところでございます。

上村委員

知事が発言をしたのを聞いてから、実際は確認作業があったというふうに言われましたけれども、こういった問題が起こったときに知事は行政のトップですから、たとえ任命権者でなくても、県全体の状況を把握して答えるのが普通だと思うんですけれども、そういうふうな各部署で点検をして知事に状況を報告するということは、教育委員会としては、実際には20日までにはしていなかったということになるんですかね。

臼杵教育政策課長

障がい者雇用につきましては、これは毎年度、厚生労働省のほうに任命権者ごとに個別に任命状況の報告について厚生労働省から依頼がありまして、それぞれが取りまとめて報告をしているというものでございます。

また障がい者雇用についてもそれぞれの任命権者で責任を持って取り組むということで、これは任命権者ごとになされているものでございます。

教育委員会として,この調査を行いまして8月23日に確認をいたしまして,それから知事のほうには報告を行ったというところでございます。

上村委員

飽くまで20日までには分かっていなかったということだというふうに理解はしましたけれども、今後は、知事は行政のトップとして県内でこういう状況だっていうことには責任があると思うので、是非、連携を取って、この問題が起こったときには、あとで県民の皆さんから、あれ知事が言うとったことが違うんじゃないかというふうなことがないように、是非、連携を密にしていただきたいなと思っているところです。

それと障がい者雇用の捉え方ですけれども、様々な経過をお聞きしましたけれども、本人が自己申告するというのが原則だと思うんですけど、そういう本人からの申告なしに障がい者手帳の確認とかもせずに、この方は障がい者に当たるんじゃないか、そういう判断で実際それが水増しになったっていうことです。誰もが、障がいのある人も、ない人も暮らしやすいそういった社会を目指してる徳島県ですから、障がい者と本人が申告をして、その方を採用するっていうことで、障がい者雇用に数えるというのが当然だと思うんで、個人情報の問題もありますけれども、今この教育委員会関係でその障がい者というふうに判定されてる方がどういった場面で働いておられるのか、私がパッと考えるところでは、視力障がい者の方が盲学校で働くとか、あと車椅子の方が学校現場で働くとか。

そういったところは、目に見えて分かるんですけれども、この障がい者の中には、実は精神症、いわゆるうつで学校現場を長期に休んでいた方、そういった方が復帰した場合も、その障がい者手帳は取ってないけども、障がい者ということで数えていたという他府県の事例もありますので、その状況というのはどういったことでしょうか。個人情報もあるので、あんまり詳しいことは言えないと思いますけれども、その実状をちょっとお聞きしておきたいと思います。

臼杵教育政策課長

教育委員会におけます障がい者の方が、教育委員会の中でどのような状況かというところでございますけれども、この障がい者の雇用の調査に当たりましても、そうであるんですけれども、プライバシーに十分配慮をした中で行っておるところでございます。

このために教育委員会における障がい者の状況というところはプライバシー保護の観点から、その詳細というのは控えさせていただければというふうに思います。

上村委員

それともう一点、勝浦町で発見された日本最古級恐竜化石含有層緊急発掘調査で420万円の予算がついておりますけれども、これ大変、今後が楽しみなんですけれども、勝浦町では1994年に最初の恐竜の歯の化石が発掘されていますけれども、それから、2016年に同様の発見があって今回に至ったということですけれども、最初の1994年に恐竜の歯の化石が発掘されたときから2016年に同様の発見があるまで、県としてどんな取組をしてきたの

かということと、それと420万円でどのような規模の調査、研究ができるのかちょっと具体的に教えていただきたい。

それから今準備が進められています県立博物館の常設展示リニューアルへ, どのように 反映されるのかっていったことを是非, お聞きしたいと思います。

森吉文化の森振興本部企画振興部長

ただいま、委員から平成6年鳥脚類の歯の化石が発見されて以降、どのような対応をしてきたのかという御質問、それと、今回の9月の補正事業の概要、それと新常設展リニューアルの状況、反映への状況ということで御質問いただきました。

まず平成6年4月,鳥脚類イグアノドンの歯の化石が発見されまして,これにつきましては地層から剝がれ落ちた岩の中から見つかった物でございます。

博物館といたしましては、地域の化石愛好家の方々、福井県立恐竜博物館の方々の御協力を頂きまして、その辺りの調査をしてまいりました。

それで平成28年に更に転石中から恐竜化石を発見したものでございます。また、引き続き転石中でございますので、層があるんじゃないかということで化石愛好家及び福井県立恐竜博物館の方々と連携をいたしまして、この度のボーンベッド、恐竜化石含有層の発見に至ったものでございます。

今回の9月補正で上げさせていただいております日本最古級恐竜化石含有層緊急発掘調査事業の内容につきましては、今回発見いたしましたボーンベッド、いわゆる恐竜化石含有層の今後の調査次第で本県固有の貴重な恐竜化石の発見も期待できます。

そこで、これまで以上の調査体制を整え、早期に発掘調査を実施することで恐竜化石等の更なる発見と活用を目指したいと考えまして、今回9月補正予算におきまして提案させていただいた次第でございます。

この事業の中身でございますが、まず発掘調査に必要な人員体制の強化や資機材の充実、また、関係機関との研究、打合せなどに取り組み、福井県立恐竜博物館や県内の化石愛好家等との連携の下、新発見のボーンベッドを中心とした発掘調査を更に前進させていき、併せて化石のクリーニングに必要な人員及び資機材の充実や、化石の種類の特定、レプリカの作成をはじめとする展示活用に向けた取組などを一体的に推進していこうというものでございます。

この事業は徳島県の新しい教育観光資源として、恐竜化石の活用を目指すものということでございまして、今後とも地元勝浦町としっかり連携し、化石産地の保護、豊かな自然環境をはじめとする地域の魅力発信に努めたいと考えております。

新常設展に反映できないかということでございます。

恐竜の世界は、世界的にも非常に人気の高い分野と認識しております。こうした分野の恐竜の化石が本県から多数発見されたことにつきましては、非常に意義深いものと考えております。博物館新常設展の一つの大きな目玉になり得るのではないかというふうに考えております。現在6月議会でお認めいただいた常設展リニューアルの設計に向け業者の選定作業中でございます。業者選定後は、設計する業者に現在の化石の状況を十分説明し、本県の強みである高精細画像やVRも活用した恐竜化石の展示を可能な限り設計に組み込み、展示が更に魅力的なものとなるよう、今回の緊急発掘調査事業を行いまして発掘され

た化石等の調査研究をしっかり行ってまいりたいというふうに考えております。

上村委員

ありがとうございました。楽しみにしております。以上で終わります。

古川委員

私からも事前ですので手短にお聞きしたいと思います。

障がい者雇用については、先ほど課長からもありましたけれども、ずっと教育委員会は雇用率を達成できなくて、平成24年度にやっと達成できたが、また今年度達成率が2.5%まで上がったんで、今年度も達成できてないということで、知事部局はもっと早く達成できたんですよね。教育委員会がずっとできなくて、教育委員会で障がい者雇用が難しいというのは知事部局とかと比べて何かこう感じているところはあるのですか。

臼杵教育政策課長

教育委員会におきます障がい者雇用に関してでございます。

法定雇用率の達成というのが難しいというところでございますが、先ほど御説明を少しいたしましたが、教育委員会は平成21年度から教員採用における選考でありますとか、そういう形で取組を進めてきたところでございます。こうしたことによりまして障がい者の雇用率も徐々に伸びてきているところではございますが、委員からございましたように法定率の達成はしていないというところでございます。

これは教育委員会の教職員の大半を占めます教員が、免許職種というところが一因と考えておるところでございまして、ただ何より障がい者雇用の拡充をしていくためには、障がいのある方がより快適に働いていただけるような業務を、もっと掘り起こしていく必要があるのではないかというふう考えておるところでございます。

今後はこうした教員採用における障がい者を対象とした選考の一層の広報に努めますと ともに、教育委員会における新たな業務の創出にも、しっかりと検討を進めてまいりたい と思っております。

古川委員

教育委員会の教員の採用は免許を持ってる人しか採用できないということだったんですけど、そういう意味で知事部局も職員採用試験を通らんとなれないわけですから、そんなに変わらんように思うんですけども、この辺りはどうですか。

臼杵教育政策課長

今申しましたように教員は免許職種というところがありまして, それが一因というふう に考えておるところでございます。

平成21年度から教員採用におけます選考試験を行っておりまして、平成24年度にはこの 受験資格を緩和もしてきたところでございます。また、これに加えまして教員以外という ところでも、平成24年度から小中学校の事務職員の採用における身体障がい者雇用枠とい うものを実施をしておりまして、特別支援学校におきます非常勤職員の採用なども続けて きておるところでございます。

こうした取組をしっかりと広報をしていくことが大事なんだというふうに改めて思っておりまして、こうした点も今後力を入れていきたいというふうなところで、教育委員会における障がい者の雇用にしっかりと努めていきたいというふうに思っておるところでございます。

古川委員

課長も昔からずっと教育委員会でおる訳でないんで、私の質問には答えてくれてないんかなと思うんですけど、本当に教育委員会は知事部局と比べてどうなんでしょうね。しっかり努力をしてきたのかどうかはちょっと疑問がありまして、本当に教育委員会が教員免許があるんで難しいっていうのをもうちょっと具体的に言える人おらんのですかね。

藤川教職員課長

今, 教員において障がい者の雇用についての難しい面といいますか, その課題というような御質問を頂きました。

本県は、先ほども述べましたように平成21年度から募集対象に身体に障がいのある者を対象とした選考をやっております。その出願要件は1点目が自力で通勤ができ、介助者なしに教員の職務の遂行が可能な者、そして、2点目が身体障害者手帳の交付を受けその障がいの程度が1級から6級までの者というふうに規定しております。

その規定に基づく方におきましては、年齢枠の拡大ですとか、受審時における障がいの 種類や程度に応じた配慮を行うというような形で実施してきております。

先ほどの出願要件のところにもある、特に1点目の介助者なしに教員の職務の遂行が可能なところというのは、実際の採用の中でなかなかしっかりと見極めなければいけないところではないかと思います。そういった中で受審者は、それほど余り多くはないと、数名程度というような状況で毎年推移しておる状況です。

古川委員

今の点、県庁の職員も介助をもって仕事してる人っていうんは知る限り余りいないので、介助がない人を選ぶから少ないっていうのは、ちょっとあんまり説得力がないのかなとすごく思いますけれども、いろいろ努力はしてきたということなので、今回も2.5%に上がって達成できてませんので、水増しを引くとかなりまた、低くなっちゃったんですけども、これどうやって本当にきちっと達成を早期にしていくか。この平成21年度からやっている障がい者枠っていうのは、何人採用すれば達成できるっていうのを逆算して定員枠を設けて、そして、雇用したという形でよろしいですか。

藤川教職員課長

現在その目標の設定人数についてですけれども、3名程度というふうに明記をしております。

この目標につきましては、今までの受審者の状況等を照らしますと非常に受審者の数そのものとの大きな差異はありません。ということで本来もっと、どんどん受けていただけ

ればこの枠っていうのは、また増やすことをしっかり考えていかなければならないと思うんですけれども、現状ではこの数字を目標にしっかり毎年取り組んでおるというような状況でございます。

古川委員

3名にしたという理由が他の教員以外の職種でも幾らか採用するんで、合わせて3名程度だったらクリアできるなっていう3名程度なのかどうかという点と、3名の設定で毎年3名以上の受験者はいたのかというその2点を教えてもらえますか。

藤川教職員課長

今その障がい者を対象とした選考の志願者数でありますとか,その目標の数字がその数字単独でなのか,その他を含んだのかというような御質問を頂きました。

まず志願者数でありますが、毎年、少ない人数の中で変動しておりますが、多いときで 6名程度、少なければ1人程度というような状況でございます。

この試験は、その試験に応じてその採用に対して配慮をするという選考試験であります ので、当然御本人がそういう配慮を要さない方につきましては、これとは全く別に受けら れる方もおられようかと思います。

そのことを先に、我々が感知することはなかなか難しいんですけれども、今のところは そういう形を含めましても十分な達成状況には至っていない。今後とも努力していかなけ ればいけないというふうに考えております。

古川委員

少なくて1人のときもあるということなんで、なかなかPRもしっかりしていって、本当に真剣にアプローチをしていかんと待っているだけではいけないかなと、いつも行政は待ってるだけなんで、その辺りもしっかりやってほしいし、また教育委員会の部分でも知恵を出して採用できるように、今事務職もっていうことで聞きましたけれども、教員以外の部分でいろいろ雇用ができるのを創出していかないと多分、なかなか難しいとこがあると思います。2.5%を早期にクリアできるように努力してやっていっていただきたいと思います。お願いします。

あと、もう1点、同じ会派の長尾議員から頼まれて急ぐということなんで、事前委員会で聞かしてもらいますけど、2月定例会のときに長尾議員が夜間中学の設置について一般質問でしまして、このとき、教育長からの答弁で県教育委員会と県内24市町村の教育関係者で構成する協議会を設置して、検討を重ねているんだという答弁がありまして、今後の協議会において市町村における設置の可能性を探りつつ、県立学校での設置についても、選択肢の一つに加えて協議を行っていくという答弁だったんですけれども、その後これまでの検討状況はどうなっているのか。

また、更に今後具体的な設置場所は、その開設に向けたロードマップについて協議を加速して県教育委員会としては、今年度末を目途に基本方針を策定して実現にしっかりと取り組むという答弁だったと思いますけれども、今年度末の基本方針策定ロードマップの策定っていうのは、大丈夫なのかということを2点聞いてくれということなんでお願いいた

します。

中上学力向上推進幹

ただいま、夜間中学校設置に向けました取組状況ということで御質問を頂きました。

6月議会におきまして、夜間中学調査研究事業に関する補正予算をお認めいただきましたので、早速7月18日に全市町村教育委員会及び県中学校校長会の参加の下、第1回の中学校夜間学級協議会総会を開催しております。

総会では、既存の夜間中学の現状や夜間中学設置促進に向けたこれまでの県の取組、国の動向等について共通理解を図りました。その上で、今後の協議の方向性や検討事項について提示し、各市町村における中学設置について検討を依頼したところであります。

市町村からは、どのような組織で検討すれば良いのかといった意見もありまして、具体例を示して共通理解を図って、現在各市町村において10月初旬を目途に検討を行っておるところであります。

さらに、今後夜間中学への潜在的なニーズを掘り起こすため、県内の識字学級や日本語 教室などの関係機関と連携して、どのような夜間中学を望むのかについて聞き取りを行う こととしておりまして、現在その質問内容について事務局で検討を行っております。

さらに、県立学校での設置につきましても協議会の下部組織として、県教育委員会各課で構成します作業部会を設置して、高齢者や外国人への効果的な広報の仕方、あるいは条例規則改正の洗い出しなどを、設置に向けて検討すべき課題等について出し合って協議をしっかり行っておるところであります。

県教育委員会といたしましては、夜間中学校の設置に向けまして、年度末を目途に基本 方針を策定して、その実現に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりま す。

古川委員

前回の状況と何とか年度末を目指して頑張るということを聞きました。

この7月18日の会議で、市町村からしっかり検討してくれて、そういうどんな形でやったらいいのかみたいな質問が出たということは、これまで本当に検討を重ねてきとったんかなという、ものすごくここで初めてきちっと打ち出したみたいな感も拭えんとこがあるんですけれども、今まで検討重ねてきましたっていう教育長の答弁、ほんまやったんかなという感じもせんことはないですけども、追及してもしょうがないので、しっかりと進めていっていただきたいと思います。

嘉見委員

阿波おどりも終わっていろいろと徳島県も有名になったわけでございますが、今回の阿波おどりは徳島市と徳島新聞社が主催ということで行われたわけでございますが、私はちょっと疑問に感じるのは、徳島新聞が3億円の寄附したということを受けてであります。この徳島新聞社の一般社団法人認可っていうんは、徳島県の教育委員会がやっているということで間違いないですか。

臼杵教育政策課長

一般社団法人の徳島新聞社に関してでございます。この移行認可というところかという ふうに理解をさせていただきまして、御説明のほうをさせていただきます。

平成20年12月に、当時の旧民法法人によります従来の公益法人が平成25年11月30日までの5年間で新たな移行をしていくという法改正がなされまして、これは公益性を有する非営利法人への移行、これ公益の社団でありますとか公益の財団法人に移行するという形でございます。

また公益性のない一般的な法人への移行ということで,これが一般社団法人でありますとか,一般財団法人に移行するという形のものでございます。

徳島新聞社に関しましては、平成24年3月24日付けで一般社団法人に移行をしたという ものでございまして、この手続につきましては教育委員会のほうで所管をして行ったとい うものでございます。

嘉見委員

普通の株式会社だったら3億円寄附するとしたら株主の許可がいる訳で、こういった一般社団法人になりますと、3億円を寄附するというようなことは県の教育委員会に申請が出てくるわけですか、こういう場合はどういうようになっていくんかちょっとお聞かせください。

臼杵教育政策課長

徳島新聞社から徳島市への3億円の寄附についてでございます。

一般社団法人に移行しました際に、公益目的支出計画というのを作成をして移行してい く、そういう方法でございまして、徳島新聞社につきましては、当時この公益目的支出計 画を作成をいたしまして移行したというものでございます。

これは、それまでの残余財産として積み上げてきたものをその計画によりまして、移行後、支出をしていく計画を作るというものなんですけども、計画はこの支出をしていくというもので、いろんな事業を行っていって、それを支出をしていくというものでございます。

当時,公益目的の残余財産額が134億4,700万円余りございまして,これを50年余りで支出をしていくという計画を立てて移行したというものでございます。

今回のこの3億円の寄附に当たりましても、この公益目的支出計画を変更しなければ、 支出できないというようなところはございまして、この変更に当たりまして教育委員会に 申請がございまして、この審査につきましては、審議会というものがございましてそちら の場のほうにおいて審査がされまして認められて、変更認可となったというものでござい ます。

嘉見委員

計画より3億円財産が減るわけだろ、まあ言うたら。

そうした審議会があって, どんな審議, 誰が審議会をしてどういう方法で審議してこういう結果になった。

臼杵教育政策課長

審議会に関してでございます。

公益目的支出計画を例えば変更する場合には、審査をするような形になるんですけども、この審議会を所管をしている所が知事部局のほうにございまして、こちらで審査がなされるんですけども、この審議委員の方々につきましては、私の記憶が正しければ弁護士の方ですとか、公認会計士の方ですとか、そういった方がメンバーになりまして、外部の有識者ということになりますけれどもそうした方々に、この計画が適正であるかというところを審議いただきまして、適正であれば認めていただけるというものになります。

公益目的支出計画は、一定の公益性のあるものに対して支出していくという計画でございまして、その計画にこの3億円の寄附が該当するかどうかというところを審査をされて、それが適正であるというふうにみなされたというものでございます。

嘉見委員

私が不思議に思うのは、3億円を徳島市に寄附した、徳島市は多分桟敷を買うのに。徳 島市と徳島新聞社が主催しよる中で、こういった市に寄附したような名目について、桟敷 を買ったというようなことが許されるんかなというような思いがするわけで、市に寄附す るんだったら、この3億円で直接徳島新聞社が桟敷買うやいうんは多分あかんだろうな。

徳島市に寄附して、両方が主催しよんのにこういったことをするんはいけるんかなという気はするんやけど、正直言ってね。こんなもん許可していったら何でもできるような感じになるというような思いをするわけで、これここで聞くんはちょっとおかしいんかなと思ったりもするんやけどね。

今日は、事前委員会ですからこういった思いでやっていけるんかなというような、私もちょっと勉強不足でやっとりますので、こういったことを答えられるんだったら答えていただきたい。

こういう徳島市に寄附しているから、徳島市だから何でも寄附できる。しかし現実には もうすぐに桟敷を買うとるような印象は正直なところもっとるわな。こういう方法がいけ るんかな。答えにくいか答えられるんか、この審議会に出とうメンバーにこういうことは できるんかという気はする。

臼杵教育政策課長

委員の御質問に、ちょっと的確にお答えすることができるかというところがありますけれども、私の先ほどの説明をもう少しさせていただければというふうに思います。

一般社団法人徳島新聞社の公益目的支出計画なんですけれども、これは、大きく四つの項目でできておりまして、地域産業振興事業ということで、春にやっておりますはな・はる・フェスタですとか、そういう事業を行っていくというものが一つと、スポーツ振興事業、これとくしまマラソンとかが該当するかと思います。

また,文化教育振興事業,これは,徳島県美術展とかを開いたりしております。生活健康増進支援事業,カルチャーセンターとか,そういった取組をなさっているところでございます。

この四つの大きな項目と、それともう一つ特定団体への寄附事業というものがございまして、この五つで公益目的支出計画が構成されております。

今回のこの3億円の寄附というのが新たな寄附ということになりまして,これに対して計画の変更認可が必要になるということで,私どものほうで受付をさせていただきまして,審議会において審査がされたというものです。

この3億円の寄附ですけれども、目的としまして阿波おどりの活性化及び円滑な運営に 寄与すると、そういう目的のもとに寄附をされたというところでございまして、こういう 目的が公益目的支出計画に合致するかどうかというふうなところは、審議会のほうで審査 をされたというところでございます。

委員のおっしゃいました質問と,私の答えのほうが合わないのかも知れませんけれど も,こういう状況でございます。

嘉見委員

審議会では、阿波おどりの円滑な何のために寄附するというようなことまで出てきとる わけ。だけどちょっとおかしいなという思いはするわけでございまして、他にもいろいろ 皆さん疑問に思うことたくさんあると思います。

正直言いまして、阿波おどり会館の経営にしたって、あれは、徳島市観光協会から徳島 新聞社の社長が代表のところがこれから経営するわけだろう。一般社団法人というのは、 ほういう経営はなんぼしてもええような社団法人なんですか。

臼杵教育政策課長

一般社団法人につきましては、先ほどから申しておりますように公益目的支出計画を適正に執行していくという義務はあるんですけれども、それ以外の活動につきましては、私の理解では通常の例えば、株式会社と同じような運営ができるというふうな理解でおりまして、こういうところで活動なさっているんだろうというふうに認識しとるところでございます。

嘉見委員

一般社団法人というても株式会社と一緒ような経営はできるという話で、株主でなし に、こういった教育委員会が許認可権を持っとるような社団法人というような、株式会社 と一般社団法人と変わらんわけですか。

臼杵教育政策課長

旧民法時代の社団法人になりますと、教育委員会がその許認可を持つといいますか、設立自身の認可等の権限を持っておったんですけれども、移行後の一般社団といいますのは、例えば、教育委員会の関与といたしましては、この公益目的支出計画が適正に履行されているかどうかというのを監督していくという立場になります。

それ以外の活動につきましては、私の理解の中では、通常の法人といいますか、例えば、株式会社と同じような活動ができるというふうに理解をしておるところでございます。

嘉見委員

私もその辺が勉強してないから分からんところがあるんで、一般社団法人だったら株式会社と変わらんとは思わんかったもんで、こんな質問したような感じになっとんですが、ちょっと納得いかんなと、納得いかんことが徳島新聞社に聞かなんだら分からん話だろうと思いますけど、また、勉強して質問させていただきます。

山西委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、教育委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(13時47分)